

**令和5年度 第2回**  
**北海道感染症対策連携協議会、北海道新興・再興感染症等対策専門会議**  
**合同会議 議事録**

日 時／令和5年8月4日（金）  
18：30～19：30  
場 所／道庁3階 テレビ会議室

**【事務局：保健福祉部感染症対策局 黒須局次長】**

定刻となりましたので、ただいまから「令和5年度 第2回北海道感染症対策連携協議会、北海道新興・再興感染症等対策専門会議 合同会議」を開催します。私は、感染症対策局次長の黒須でございます。

本日は皆様お忙しい中、御参加いただきありがとうございます。本日の議事進行を座長にお願いするまでの間、私が進行を務めさせていただきます。

まずはじめに、本日の会議ですが、次期「北海道感染症予防計画」の構成などについて、協議いただきたいと考えております。後ほど協議項目を説明いたしますので、忌憚のない御意見・御助言等をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、前回の会議以降、委員に変更がございましたので、御紹介させていただきます。旭川医科大学病院、病院長であります、東 信良委員でございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。これからの進行につきましては、前回の第1回会議において、会議の設置要綱に基づき指名させていただきました、座長の三戸委員にお願いしたいと思います。よろしく願いします。

**【三戸座長】**

座長の三戸でございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいりたいと思っております。本日の会議は、概ね1時間程度で議事を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしく願いいたします。

次第の「2 説明事項」及び「3 協議事項」の「計画の構成について（骨子案）」について、事務局からまとめて説明よろしく願いいたします。

**【事務局：保健福祉部感染症対策課 工藤参事】**

感染症対策課参事の工藤でございます。

資料1の説明に入ります前に、昨日、直前の送付となり大変恐縮ではございますけれども、画面でも共有させていただいております、追加送付させていただいた資料について御説明させていただきたいと思っております。この資料につきましては、第1回の会議におきまして、今般の計画策定に当たり、会議ごとの協議項目について説明をさせていただいたところですが、もう少し詳しく説明してほしいといったお声もいただいたことから、設置要綱などと併せて説明させていただくものでございます。

まず、スライド番号1でございますが、左の連携協議会につきましては、昨年末の改正感染症法に基づき設置をした会議でございます。予防計画の実施状況の共有を含め、感染症対策全般に渡る協議を御担当いただくこととしてございます。

次に、右の専門会議でございますが、医療提供体制や予防・まん延防止対策などが議事とされておりますけれども、より専門的・具体的に協議する部会を置くことができるとの規定がございまして、スライド2のとおり、予防計画の医療体制部分ですとか医療措置協定などに関する事項について協議いただくため、臨床の医療機関の皆様にも御参加いただき、今回設置したところでございます。

こうしたことを踏まえ、スライド3になりますけれども、一番右の専門部会につきましては、予防計画の数値目標を含めた医療提供体制に関する事項、また、専門会議につきましては、公衆衛生的な視点も含めた黒丸を付した事項を中心に御議論いただき、さらに連携協議会では、各会議の項目も含めた全ての項目に関する最終的な検討とともに、黒丸の項目についても協議をお願いしたいということでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、資料1の説明に入りたいと思います。右下スライド番号1でございます。

本資料のつくりでございますけれども、まずは、予防計画に係る国の動き、続いて道の対応について御説明したいと思っております。

3ページを御覧になっていただければと思います。

今般の改正、感染症予防計画の見直しに係る内容でございます。国におきましては、新型コロナに関するこれまでの取組を踏まえまして、昨年末に感染症法を改正し、次の感染症危機に備えるため、都道府県は今年度中に計画を策定することとされたところでございます。

現行計画からの変更点といたしましては、一つに保健・医療提供体制に関する記載事項を充実すること、二つ目といたしまして、新たな感染症の発生時に速やかに医療提供体制を整えるため必要な数値目標を定めること、三つ目といたしまして保健所設置市等も都道府県の計画を踏まえ新たに予防計画を策定することとされたことでございます。

また、予防計画につきましては、医療法に規定する医療計画、新型インフルの特措法に規定する都道府県行動計画との整合性を図らなければならないとされてございます。

また、都道府県は予防計画を策定するに当たりましては、国が定める基本指針に即して作成することとされてございます。

次ページ以降は、これらを規定した条文となっておりますので、スライドの10番まで飛んでいただきます。こちらは、都道府県等が予防計画において定める事項として法に規定されている内容でございます。

右側の、旧と書いてありますところが現行の項目でございまして、左側が新たに設けられた項目でございまして、御覧のとおり、多くの項目が新設されている状況になってございます。

11ページを御覧いただきたいと思っております。

予防計画の記載事項の充実等についてということで、左の欄が現行の計画の記載事項、真ん中の欄が今回追加する記載事項となっておりますので、患者の移送体制ですとか、宿泊施設の確保などを盛り込むこととされておりまして、右の欄にございますように数値目標を定めることとされてございます。

12ページを御覧になっていただければと思います。

昨年末に改正をされました医療法におきまして、医療計画に盛り込む6事業目として新たに新興感染症が追加されたところでございます。

13ページから15ページにつきましては、基準病床に関する内容でございますので、16ページまで飛んでいただきまして、こちらは道内の感染症指定医療機関の状況でございます。

現在、このような状況になってございまして、17ページでございます。

上の青色で書いてある部分、既存という部分につきましては、今、御覧になっていただいた感染症指定医療機関の部分になりまして、下のオレンジ色の部分、これが今般の改正の感染症法により新たに創設された枠組みになります。

後ほど説明いたしますけれども、医療措置協定を締結した医療機関につきましては、入院医療を担当していただく医療機関につきましては「第一種協定指定医療機関」、発熱外来などは「第二種協定指定医療機関」とされたところでございます。

18ページ目以降でございます。19ページを御覧になっていただければと思います。

北海道における検討の進め方でございまして、関係計画の計画期間を整理した表でございます。

平成29年度までは医療計画、感染症予防計画の計画期間が異なっておりましたが、平成30年を境にそれぞれの計画の整合性を図るといった観点から、計画期間を6年として合わせているところでございます。

一番下にございますけれども、特措法に基づく行動計画でございます。道では、平成25年に策定をし、計画には計画期間の設定はございませんけれども、国は、内閣感染症危機管理統括庁を9月に設置した後に政府行動計画を改定する予定と聞いてございますので、その後、道でも検討が必要となるものと考えてございます。

続きまして、20ページ、21ページが現行の計画の抜粋でございます。21ページの二つ目の点を見ていただければと思います。

現行の計画につきましては、平成28年の感染症法ですとか、当時の国の基本指針、またインフルエンザですとか、性感染症などの「特定感染症予防指針」に基づく感染症のほか、本道の地域特性も踏まえまして、エキノコックス症について規定をしております。

22ページでございます。本日の会議を含めた、道における計画の検討体制を整理したものとなっております。

23ページを御覧になっていただければと思います。御覧のとおり複数回の会議を開催させていただき、都度、議会のほうにも報告をさせていただきながら、年末にはパブリックコメントを実施し、年明け2月の段階で、計画案について道議会に報告をし、年度内に計画を策定してまいりたいと考えてございます。

以上が、資料1の説明となります。

それでは、この後につきましては、協議事項となりますため、大変恐れ入りますけれども、報道関係の皆様におかれては、退室いただきますようよろしくお願いいたします。

—————以下、非公表—————